

【別添1-1】

令和7年度 水質分析実施計画

薩摩川内市
水道事業
《川内地域》

令和7年度 水 質 分 析 実 施 計 画 【川内地域】

		薩 摩 川 内 市 水 道 事 業																				計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	検体数		
水 源		丸山		永利			中福良		百次		石神		高江	土川	湯田	寄田		西方		水引	網津															湯之元	高貴	堀之内
		丸山	今村	田崎	第1	第2	第3	尾白江	青山	百次		第1				第2	第1	第2	第1			第2																
浄 水		○ (芸ノ尾(小倉))								○ (百次)					○ (久見崎)																							
		○ (冷水)								○ (木場茶屋)					○ (港)																							
		○ (城上)					○								○ (上野)					○		○		○		○		○		○		○						
		○ (清水)													○ (池之段)																							
		○ (吉野山(中村))																																				
		○ (各地点)																																				
原 水 39 項 目	表流水	○																																				
	深井戸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○											
	湧 水																								○													
過去指標菌検出状況		○						○		○				○	○		○							○	○													
原水監視レベル 3・4	指標菌:毎月	○						○		○				○	○		○							○	○													
クリプトスポリジウム等	原水検査:4回／年	○				○※		○		○				○	○		○							○	○													
原水監視レベル 2	指標菌:4回／年		○	○	○	○	○		○		○	○	○		○		○	○	○	○	○					○	○	○										
原水監視レベル 1	指標菌:1回／年																																					
原水監視レベル 1	39項目:回／年																																					

*レベル3・4で指標菌を検出する原水は指標菌を毎月とクリプトスポリジウム及びジアルジアを4回／年実施する。

*レベル2で指標菌の検出がないものは指標菌を4回／年実施する。

*レベル1で指標菌の検出がないものは原水39項目を1回／年と指標菌を1回／年実施する。

*原水に関しては、全水源を対象とし原水39項目を1回／年実施する。

*各施設毎の浄水検査内容は、次ページ以降に記載する。

※永利第2水源は原水監視レベル2ですが、安全確保のためクリプトスポリジウム及びジアルジアを4回／年実施する。

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 川内地域 (丸山【芸ノ尾配水池系 《小倉町》】)

＜採水地点：小倉公民館＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○			○			○		10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○		○		0.6	-	-	0.21	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸					○	○			○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○		○	○		○	○		○		0.06	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○		○	○		○	○		○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○		○	○		○	○		○		0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○		○	○		○	○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○		○	○		○	○		○		0.1	-	-	0.030	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○		○	○		○	○		○		0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○		○	○		○	○		○		0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○		○	○		○	○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○		○	○		○	○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	8.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	16.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	27	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物			○										500	100	50	102	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000003	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔/mL〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (丸山【芸ノ尾配水池系 《冷水町》】)

＜採水地点：冷水第2基地＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.8	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.21	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.020	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.035	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	8.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	15.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	30	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	95	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシロボルネオール		○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤			○									0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」, 「No.3~No.46 [mg/L] 」, 「No.50~No.51 [度] 」, 「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 川内地域 (丸山【芸ノ尾配水池系 《宮里町》】)

＜採水地点：清水第3増圧ポンプ場＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.22	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.035	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	7.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	18.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	26	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	93	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000003	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤			○									0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 川内地域 (丸山【向鶴配水池系 吉野山配水池 《中村町》】) <採水地点：久住公民館>

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン				○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.23	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.025	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸						○			○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.040	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	7.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	18.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	25	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	93	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000003	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール		○	○	○	○	○	○	○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤			○									0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名： 薩摩川内市 川内地域 (丸山【向鶴配水池系 《小倉町》】)

＜採水地点：乙須中継ポンプ場＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジ-クロロフルン及びトランス-1,2-ジ-クロロフルン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.22	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.022	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.038	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	7.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	18.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	26	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物			○										500	100	50	94	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○					0.00001	0.000002	0.000001	0.000003	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○	○					0.00001	0.000002	0.000001	0.000002	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	11	51	11	11	24	11	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」			

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (永利)

＜探水地点：永利地区コミュニティセンター＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.10	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物						○			○			0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	9.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	47	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	147	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (中福良)

＜採水地点：柿田中継ポンプ場＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
4	水銀及びその化合物			○									0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
7	ヒ素及びその化合物			○				○		○		○	0.01	0.002	0.001	0.003	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査(水道法：4回／1年)	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	13.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	163	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (百次)

＜採水地点：宮崎原自治会館＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸						○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物						○			○			0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	9.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物												0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	41	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	149	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (百次 【木場茶屋】)

＜採水地点：木場茶屋集会所＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
8	六価クロム化合物				○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物				○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素				○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○							0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン				○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○							0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸				○			○		○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム				○		○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸				○		○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン				○		○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸					○		○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン				○		○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸				○		○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン				○		○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム				○		○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド				○		○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物				○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物					○							0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物				○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物				○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物				○								200	40.0	20.0	10.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物					○							0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	41	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物				○								500	100	50	154	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤				○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン				○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール				○								0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤					○							0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類				○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (石神)

＜採水地点：草原公民館＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	1.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.13	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	12.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	44	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	155	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (高江)

＜探水地点：峰山地区コミュニティセンター＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物												0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン												0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.15	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸						○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	9.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	32	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	133	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (土川)

＜採水地点：土川集会所＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.11	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.32	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	13.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	12.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	54	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	162	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (湯田)

＜採水地点：峠路加圧ポンプ室＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○				10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.14	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸						○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン						○			○			○	0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	17.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	86	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
40	蒸発残留物													500	100	50	184	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルシソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (寄田【久見崎】)

＜採水地点：湯島公園＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
15	1,4-ジオキサン				○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
18	テトラクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
26	臭素酸				○		○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
30	ブロモホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
33	アルミニウム及びその化合物				○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	14.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
37	マンガン及びその化合物				○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									300	60	30	72	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	193	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤				○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (寄田【港】)

＜採水地点：唐浜みなと公園＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物				○									0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○				10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸						○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物						○			○				0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	14.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	73	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
40	蒸発残留物			○										500	100	50	189	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルシソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (寄田【上野】)

＜採水地点：上野地区集会所＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○				10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸						○			○				0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	14.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	71	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
40	蒸発残留物			○										500	100	50	200	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (寄田【池之段】)

＜採水地点：瀬戸野中継槽＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物			○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸			○			○			○			○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム			○			○			○			○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸			○			○			○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン			○			○			○			○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム			○			○			○			○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	14.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	72	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
40	蒸発残留物			○										500	100	50	191	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L] 」、「No.3～No.46 [mg/L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (西方)

＜探水地点：西方地区コミュニティセンター＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物				○									0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○			○			○		○		0.8	0.16	0.08	0.27	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法：4回／1年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン				○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○		○		0.6	-	-	0.44	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○		○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸				○		○			○		○		0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○		○		0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○		0.03	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム			○			○			○		○		0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物				○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	43.5	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.010	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回以上の検査(水道法：1回／1年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	16.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300	60	30	62	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
40	蒸発残留物			○										500	100	50	192	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルシロボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤				○									0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (水引)

＜探水地点：水引地区コミュニティセンター＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○					○			10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.53	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸						○			○		○	0.01	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○			○			○		○	0.3	0.06	0.03	0.15	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	58.0	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
37	マンガン及びその化合物												0.05	0.010	0.005	0.016	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	12.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	96	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
40	蒸発残留物			○			○			○		○	500	100	50	334	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (網津)

＜採水地点：網津集会所＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○				○		○			10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン				○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸				○		○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物				○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	19.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	58	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	149	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤				○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (湯之元)

＜採水地点：湯の里霊園＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物			○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物			○										0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)
8	六価クロム化合物			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
9	亜硝酸態窒素			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○		○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物			○										0.8	0.16	0.08	0.11	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)
13	ホウ素及びその化合物			○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素			○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン			○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン			○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン			○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸			○			○			○		○		0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸			○			○			○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム			○			○			○		○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸			○										0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸			○						○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン			○			○			○		○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブromホルム			○			○			○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物			○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物			○										1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物			○										200	40.0	20.0	10.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物			○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○										300	60	30	86	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
40	蒸発残留物			○										500	100	50	152	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
41	陰イオン界面活性剤			○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤			○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類			○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔mg/L〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (木場谷上)

＜採水地点：青山町5017番地1地先＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物				○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	12.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	33	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	142	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤			○									0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (堀之内)

＜採水地点：堀之内前公民館＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.003	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			10	2.0	1.0	0.5	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	トリス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	12.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	141	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (高貴)

＜採水地点：高貫中継ポンプ場＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						○			○			10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン				○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸				○		○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物				○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	32	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	104	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

令和7年度 水質分析実施計画

水道施設名 : 薩摩川内市 川内地域 (乗越)

＜採水地点：乗越自治会館＞

No	項目	令和7年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2022/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物			○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物				○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○				○		○			10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○									0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン				○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	γ-ヒス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン				○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ベンゼン			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
21	塩素酸			○			○			○		○	0.6	-	-	0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
22	クロロ酢酸			○			○			○		○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロホルム			○			○			○		○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	臭素酸				○		○			○		○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	総トリハロメタン			○			○			○		○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○		○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	ブromジクロロメタン			○			○			○		○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブromホルム			○			○			○		○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○		○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	亜鉛及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
33	アルミニウム及びその化合物				○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	鉄及びその化合物			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	銅及びその化合物			○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	ナトリウム及びその化合物			○									200	40.0	20.0	8.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	マンガン及びその化合物				○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			○									300	60	30	48	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
40	蒸発残留物			○									500	100	50	135	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
41	陰イオン界面活性剤			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	ジェオスミン			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
43	2-メチルシソボルネオール			○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤				○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	9	22	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔 度 〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔 単位なし 〕」			

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」